

鳥取県国保運営方針（案）について

1. 鳥取県国保運営方針（案）の公表

国保法第82条の2の規定により都道府県に策定を義務付けられた運営方針。県及び市町村の国保運営の指針となるもの。鳥取県は11月21日に方針案を公表し、現在パブリックコメントを実施中。

2. 県運営方針（案）のポイント

（1）国保事業納付金の算定方法（運営方針 P18～）

平成30年度からは国保の給付費は、全額を県が支出する。県は県内の給付費の総額から国、被用者保険から交付される公費を差し引き、必要な額を市町村に納付金として求める仕組みとなる。鳥取県は納付金の算定においては、市町村別の医療費水準を反映することとしている。

- ①納付金は県が必要とする額を市町村ごとに被保険者数、世帯数、所得額で按分する（固定資産定額は評価額が異なることから算定から徐く）。
- ②医療費指数（年齢調整後の全国平均医療費に対する指数）を反映して算定。
- ③納付金の額が市町村の保険料（税）算定の基礎となる。
- ④納付金の算定に国庫負担金の減額措置分を全額上乘せするかは未定。

（2）標準保険料（税）率の算定（運営方針 P26）

鳥取県は、保険料率の統一化の議論を当面先送りすることとした。平成30年度から、県は市町村ごとに標準保険料率を算定し、市町村はその保険料率を参考にして保険料率を決定することになる。

- ①市町村ごとの標準保険料率の算定は、資産割を除く3方式（所得割、均等割り、平等割）で行う。
- ②全国平均所得との比較係数(0.78※H29年度)を用いるため、応能割:応益割が43:57程度になる。（従来は50:50）
- ③応益割のうち均等割（人数割）と平等割（世帯割）は、70:30とする。

（3）激変緩和措置（P27）

一人当たり保険料の伸びが一定割合を超える市町村に対して、激変緩和が行われる（鳥取市は対象とならない見込み）。激変緩和措置は、平成35年度までの予定。

（4）事務の標準化・効率化（P42）

業務の標準化については、統一化が可能なものから順次行うこととしている。